

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人リアン

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人リアン（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、本人からの請求に基づき、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

- ・自宅から当法人までの、往復の公共交通機関の料金
※但し、経済的かつ合理的な経路に限る

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規定は、令和3年3月11日から施行する